

一般社団法人日本神経学会セクション設置に関する規程

平成26年1月24日制定

平成27年7月18日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、神経内科の専門領域ごとに設置するセクションの組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 各セクションは、担当する専門領域に関わる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 セクションは、次に掲げる活動を行う。

- (1) 担当専門領域に関わる研究、教育、診療に関すること。
- (2) 担当専門領域に関わる対外的業務、広報に関すること。
- (3) 担当専門領域に関わるその他の必要な業務に関すること。

(設置および廃止)

第4条 セクションは、別表に掲げる専門領域毎に設置する。

2 セクションの設置または廃止は、理事会が決定する。

(組織)

第5条 セクションは、本学会会員により組織する。

2 本学会会員は、いずれか1つのセクションに所属することができる。ただし、当分の間、本学会理事および次条に掲げるセクションの役職員が推薦する会員が所属できる。

(役職員)

第6条 セクションに、次に掲げる役職員を置く。

- (1) チーフ 1名
- (2) コア・メンバー 若干名
- (3) メンバー

2 セクションの運営上必要があるときは、前項で定める役職員の外、別に役職員を置くことができる。

第7条 チーフは、代表理事が理事会に推薦して承認を得る。

- 2 コア・メンバーは、代表理事がチーフと協議して、理事会に推薦し承認を得る。
- 3 前条第2項の規定により別に役職員を置く場合は、チーフが代表理事と協議のうえ、理事会の承認を得る。

(運営組織)

第8条 それぞれのセクションに、運営に必要な事項を審議し、決定するための運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、チーフおよびコア・メンバーおよびメンバーで構成する。
- 3 それぞれのセクションは、運営委員会の他運営に必要な組織を置くことができる。

(役職員の任期)

第9条 セクションの役職員は、当法人の定款に定める役員に関する条項に準じて、任期は1期2年とし、再任できる。

- 2 定年は65歳とする。定年に達する者は、当該年度内に、後任に職務を引き継いで退任することとする。

(運営経費)

第10条 セクションの運営経費は、毎年度本学会の予算に計上する。

(活動状況の報告)

第11条 セクションは、必要に応じてその活動状況を理事会に報告する。

(規程の改正)

第12条 この規程を改正するときは、理事会の承認を要する。

附則

- 1 既に、理事会が承認し設置されている、てんかん、認知症、頭痛および脳卒中の各セクションは、この規程により設置されたものとみなす。
- 2 この規程は、平成26年1月24日から施行する。

附則

この規程は、平成27年7月18日から施行する。

別表

専門領域名	セクション名称	設置年月日（理事会承認日）
てんかん	てんかんセクション	平成25年7月20日
認知症	認知症セクション	同上
頭痛	頭痛セクション	同上
脳卒中	脳卒中セクション	同上
運動障害疾患（パーキンソニズム・不随意運動）	運動障害疾患（パーキンソニズム・不随意運動）セクション	平成26年1月24日
運動失調症	運動失調症セクション	同上
運動ニューロン疾患	運動ニューロン疾患セクション	同上
神経感染症	神経感染症セクション	同上
免疫性神経疾患	免疫性神経疾患セクション	同上
リハビリテーション	リハビリテーションセクション	同上
神経画像	神経画像セクション	同上
末梢神経疾患	末梢神経疾患セクション	同上
筋疾患	筋疾患セクション	同上
神経腫瘍	神経腫瘍セクション	同上
スポーツ神経内科	スポーツ神経内科セクション	同上
神経救急	神経救急セクション	平成26年10月28日
医療安全	医療安全セクション	平成27年7月18日